

静岡県青少年対策本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第19号

静岡県青少年対策本部設置規則を廃止する規則

静岡県青少年対策本部設置規則（昭和41年静岡県規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。